

平成27年度における裁判官の配置, 裁判事務の分配,
開廷日割及び代理順序

高松地方裁判所

平成26年12月11日	(平成27年 1月 1日施行)
平成27年1月15日	(平成27年 1月16日施行)
平成27年2月5日	(平成27年 2月10日施行)
平成27年3月6日	(平成27年 3月25日施行)
平成27年3月6日	(平成27年 4月 1日施行)
平成27年7月9日	(平成27年 7月10日施行)

第1 本庁

1 裁判官の配置

別紙第1のとおり

2 裁判事務の分配

(1) 民事部

別紙第3のとおり

(2) 刑事部

別紙第4のとおり

3 事件の配てん等

- (1) 割合をもって事件の分配を定めたものについては、受付番号の順序により順次これを配てんする。ただし、相関連する事件は、同一の部又は同一の裁判官にこれを配てんする。この場合には、関連事件として配てんした事件の数に応じて、その直後の当該部又は裁判官に対する配てんを減ずる。
- (2) 旧受の未済事件は、特別の定めある場合を除き、これを受理した部又は裁判官において処理する。
- (3) 上級裁判所から破棄差戻しを受けた事件等で、(1)により配てんを受けた部又は裁判官が処理することができないものについては、その事件の配てんは所長に一任する。
- (4) 関連事件が本庁と支部に係属したときは、関係の部又は裁判官との協議により、一つの部又は裁判官に分配替えすることができる。
- (5) 本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないときは、所長は、当該部又は裁判官の申し出により、事件種別に従い民事部総括又は刑事部総括及び回付先の支部長(代理)の意見を聞いて、支部に回付することができる。

4 代理順序

別紙第7のとおり

ただし、別紙第7の代理順序によって処理できないときは、その代理については所長に一任する。

5 開廷日割

別紙第8のとおり

第2 支部(丸亀・観音寺)

1 裁判官の配置

別紙第2のとおり

2 裁判事務の分配

別紙第5のとおり

3 事件の配てん等

- (1) 割合をもって事件の分配を定めたものについては、受付番号の順序により順次これを配てんする。ただし、相関連する事件は、同一の部又は同一の裁判官にこれを配てんする。この場合には、関連事件として配てんした事件の数に応じて、その直後の当該部又は裁判官に対する配てんを減ずる。
- (2) 旧受の未済事件は、特別の定めある場合を除き、これを受理した部又は裁判官において処理する。
- (3) 上級裁判所から破棄差戻しを受けた事件等で、(1)により配てんを受けた部又は裁判官が処理することができないものについては、その事件の配てんは所長に一任する。
- (4) 関連事件が、本庁と支部に係属したときは、関係の部又は裁判官との協議により、一つの部又は裁判官に分配替えすることができる。
- (5) 関連事件が支部相互間に係属したときは、関係の裁判官の協議により分配替えすることができる。
- (6) 支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないときは、所長は、当該支部又は裁判官の申し出により、事件種別に従い回付先の民事部総括又は刑事部総括及び支部長(代理)の意見を聞いて、本庁又は他の支部に回付することができる。

4 代理順序

別紙第7のとおり

ただし、別紙第7の代理順序によって処理できないときは、その代理については所長に一任する。

5 開廷日割

別紙第8のとおり

第3 管内簡易裁判所(高松・土庄・丸亀・善通寺・観音寺)

1 裁判官の配置

別紙第2のとおり

2 裁判事務の分配

別紙第6のとおり

3 事件の配てん等

(1) 割合をもって事件の分配を定めたものについては、受付番号の順序により順次これを配てんする。ただし、相関連する事件は同一の裁判官にこれを配てんする。この場合には、関連事件として配てんした事件の数に応じて、その直後の当該裁判官に対する配てんを減ずる。

なお、当番制をもって処理する事件(交通切符即日処理請求及び令状請求事件)は、当番裁判官に配てんする。

(2) 旧受の未済事件は、特別の定めある場合を除き、これを受理した裁判官において処理する。

(3) 上級裁判所から破棄差戻しを受けた事件等で、(1)により配てんを受けた裁判官が処理することができないものについては、その事件の配てんは所長に一任する。

4 代理順序

別紙第7のとおり

ただし、別紙第7の代理順序によって処理できないときは、その代理については所長に一任する。

5 開廷日割

別紙第8のとおり

附 則

この定めは、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年1月16日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成27年7月10日から施行する。

別紙第2

裁判官の配置（支部、管内簡易裁判所）

		小川雅敏	大河三奈子	角田康洋	八木文美	久保貴紀
		判事	判事	判事	判事	判事補 (特例)
丸亀支部	民事合議部	裁判長	○	○		○
	刑事合議部	裁判長	○			○
	単独係	○	○	○		
観音寺支部						○

		千矢邦夫	丸岡隆俊	井本克彦	堀澤誠	武知哲也	原良和
		簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事	簡易裁判所 判事
高松簡易裁判所		○	○	○		○	
土庄簡易裁判所				○			
丸亀簡易裁判所					○		○
善通寺簡易裁判所						○	
観音寺簡易裁判所							○

裁判事務の分配（本庁民事部）

民事部		担当部・裁判官		豊澤佳弘	福田修久	横路朋生	本間明日香	河合智史	野口奈央
				判事 (所長)	判事	判事	判事	判事補 (特例)	判事補
合議事件	1	特別訴訟事件	民事第1部	○	○	○	○	○	○
	2	控訴, 抗告, 再審, 上告提起, 抗告提起事件	民事第2部合議		○	○	○	○	○
	3	通常訴訟(支払督促に対する異議事件及び刑事損害賠償命令に関する異議・終了事件を含む), 手形・小切手訴訟, 行政事件(地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押又は仮処分の事件を含む)等の裁定合議事件	民事第2部合議		○	○	○	○	○
	4	3の事件に対する飛躍上告提起事件	民事第2部合議		○	○	○	○	○
	5	会社更生, 民事再生, 管財事件の裁定合議事件	民事第2部		○	○		○	
	6	本庁刑事部裁判官に対する除斥, 忌避申立事件(忌避関連事件を含む。)並びに支部及び管内簡易裁判所の民事裁判官に対する各除斥, 忌避申立事件	民事第2部		○	○	○	○	○
	7	支部の専門委員に対する除斥, 忌避申立事件	民事第2部		○	○	○	○	○
	8	本庁支部及び管内簡易裁判所の裁判官がした合議事件の裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件	民事第2部		○	○	○	○	○
	9	本庁刑事部がした単独事件の裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件(ただし, 忌避関連事件を除く。)	刑事部(ただし原裁判官を除く。)及び民事部(1名)		○	○	○	○	○

裁判事務の分配（本庁民事部）

民事部			担当部・裁判官	豊澤佳弘	福田修久	横路朋生	本間明日香	河合智史	野口奈央
				判事 (所長)	判事	判事	判事	判事補 (特例)	判事補
		10	付審判請求, 人身保護事件	民事第2部		○		○	○
		11	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に規定する対象事件除外請求, 裁判員候補者不選任請求却下決定に対する異議, 裁判員等解任請求, 裁判員等の解任請求却下決定に対する異議, 職権による裁判員等解任, 選任予定裁判員の選定取消請求却下決定に対する異議についての事件	民事第2部合議		○		○	○
	単独事件	1	通常訴訟(支払督促に対する異議事件及び刑事損害賠償命令に関する異議・終了事件を含む), 手形・小切手訴訟, 行政訴訟事件の単独事件			1/4	1/4	1/4	1/4
	2	1の事件に関する飛躍上告提起事件			1/4	1/4	1/4	1/4	
	3	手形・小切手判決に対する異議	手形・小切手判決をした裁判官						
	4	労働審判に対する異議・労働審判の取消し・労働審判事件の終了事件			1/2		1/2		
民事保全事件	本案事件がある場合		本案事件を担当する裁判官						
	本案事件がない場合	必要的審尋事件					1/2		1/2
		必要的審尋事件でないもの					1/2		1/2
民事執行事件	債権執行					1/2	1/2		
	不動産執行					2/3	1/3		
	その他の執行事件					1/2	1/2		

別紙第3

裁判事務の分配（本庁民事部）

民事部	担当部・裁判官	豊澤佳弘	福田修久	横路朋生	本間明日香	河合智史	野口奈央
		判事 (所長)	判事	判事	判事	判事補 (特例)	判事補
財産開示事件(同事件の過料を含む)				1/2	1/2		
各種調停申立事件				1/2		1/2	
過料, 公示催告, 民事非訟, 商事非訟, 借地非訟, 企業担保権実行, 罹災都市借地借家臨時処理事件				1/2	1/2		
配偶者暴力に関する保護命令事件				1/2	1/2		
破産, 民事再生事件	管財, 民事通常再生事件		1/4	1/2		1/4	
	同廃事件, 民事個人再生事件			1/2		1/2	
労働審判事件				1/2		1/2	
船舶所有者等責任制限, 油濁損害賠償責任制限事件				1/2		1/2	
保全異議及び取消の申立事件	保全決定をした裁判官 ただし, 未特例判事補 担当の保全事件につい ては判事本間明日香						
共助事件(民事, 行政)				1/2		1/2	
仲裁関係事件				1/2		1/2	
民事雑, 人身保護 雑, 民事執行に關 するその他の申立て, 行政雑事件	主たる事件が係属し, その付随事件として申し立て られた場合 主たる事件がなく, 独立の事件として申立てがあっ た場合	主たる事件を担当する 裁判官					
証拠保全, 訴えの提起前における証拠収集処分 の申立て							○

刑事部			担当部・裁判官	野村 賢	横山 浩典	棚村 治邦	國宗 省吾	
				判 事	判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補	
公判請求事件, 損害賠償 命令事件	合議事件	法定, 裁定合議事件	刑 事 部	○	○	○	○	
		本庁民事第1, 第2部裁判官に対する除斥, 忌避申立事件並びに支部及び管内簡易裁判所の刑事裁判官に関する各除斥, 忌避申立事件(忌避関連事件を含む)	刑 事 部	○	○	○	○	
		本庁の専門委員に対する除斥, 忌避申立事件	刑 事 部	○	○	○	○	
		本庁民事部, 支部及び管内簡易裁判所がした単独事件の裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件	刑 事 部	○	○	○	○	
		本庁刑事部がした単独事件の裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件(ただし, 忌避関連事件を除く)	刑事部(ただし原裁判官を除く。)及び民事部(1名)	○	○	○	○	
	単独事件			刑事部裁判官の協議で指定した事件	1/2	1/2		
証拠保全請求事件, 証人尋問請求事件, 麻薬特例法第5章及び第6章の保全請求事件及び組織犯罪処罰法第4章及び第6章の保全請求事件並びにこれらの処分に付随する処分を求める申立事件	合議事件及び合議が予想される事件		判事補野口奈央					
	上記以外の事件			○	○	○	○	
令状請求事件	勤務時間内 (毎週木曜日)		判事補國宗省吾					
	勤務時間外		別に裁判官の申合せによる					
第1回公判期日前の勾留に関する処分請求事件	合議事件			民事第2部の裁判官(野口裁判官を除く)				
		単独事件	勤務時間内	単独第1系の事件		1/3	1/3	1/3
				単独第2系の事件	1/3		1/3	1/3
				単独第3系の事件	1/3	1/3		1/3
	勤務時間外	別に裁判官の申合せによる						
第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件			勾留した裁判官(裁判所を含む)					
	上記に該当する裁判官(裁判所を含む)がない場合又は差し支えの場合		勾留延長した裁判官(裁判所を含む)					
	上記に該当する裁判官(裁判所を含む)がない場合又は差し支えの場合						○	

刑事部			担当部・裁判官	野村 賢	横山 浩典	棚村 治邦	國宗 省吾
				判 事	判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補
被疑者の国選弁護人選任の請求事件等			刑事訴訟法第37条の2第1項に関する選任事務は、本庁及び高松簡易裁判所において取り扱う。また、同条の2第2項に関する事務の内、勤務時間外に選任するものは、支部の事務は本庁で取扱い、管内簡易裁判所の事務は高松簡易裁判所の裁判官にその職務を行わせる。なお、勤務時間外は休日の日直勤務時間のみ取り扱う。				
選任請求	勾留請求時		勾留した裁判官				
	勾留後 (即決裁判手 続の同意確認 中の被疑者か らの請求を含 む)	勤務時間内 (毎週木曜日)					○
		勤務時間外	別に裁判官の申合せによる				
	職権選任		勾留した裁判官				
追加選任 解任		最初の弁護人を選任した裁判官					
訴訟費用負担請求事件				1/4	1/4	1/4	1/4
訴訟費用免除申立、費用補償請求、刑事補償請求事件			本的事件を担当した部又は係				
再審請求事件			その都度、本庁裁判官の協議で決める				
共助事件					1/2	1/2	
刑の執行猶予の取消請求事件							○
その他の刑事雑事件				1/3	1/3	1/3	
第1回公判期日後の本案に付随する雑事件			本的事件を担当する裁判官				
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務等			丸亀支部及び観音寺支部における傍受の原記録の保管事務等は、本庁において取り扱う 傍受の原記録の保管事務は、判事野村賢が処理する ただし、勤務時間内に同裁判官に差し支えがあるときは、刑事部の他の裁判官が代理し、勤務時間外においては、別に裁判官の申合せによる者が処理又は代理する				

刑事部	担当部・裁判官	野村 賢	横山 浩典	棚村 治邦	國宗 省吾	
		判 事	判 事	判 事 補 (特 例)	判 事 補	
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく事件	法第33条1項の規定による申立てに係る事件(以下「入通院処遇事件」という。)の審判(丸亀支部及び観音寺支部の事務は本庁において取り扱う)	1/3	1/3	1/3		
	処遇事件(入通院処遇事件を除く。)及び法第76条の規定による申立てに係る事件の審判(丸亀支部及び観音寺支部の事務は本庁において取り扱う)	入通院処遇事件を担当した係				
	上記に該当する係がない場合	1/3	1/3	1/3		
	裁判官、精神保健審判員又は書記官に関する除斥決定 囑託による事実の取調べ (丸亀支部及び観音寺支部の事務は本庁において取り扱う)		1/3	1/3	1/3	
	鑑定入院命令に係る手続(精神保健審判員が任命される前の各種通知及び鑑定入院先の指定を変更する命令に係る手続を含む。)	勤務時間内 丸亀支部及び観音寺支部の事務を除く				○
		勤務時間外 丸亀支部及び観音寺支部の事務を含む	別に裁判官の申合せによる(簡裁判事を除く)			
	連戻状の請求に係る手続	勤務時間内 丸亀支部及び観音寺支部の事務を含む				○
		勤務時間外 丸亀支部及び観音寺支部の事務を含む	別に裁判官の申合せによる(簡裁判事を除く)			
	法第41条第1項の決定があった場合の対象行為の存否に関する審理及び裁判	刑 事 部	○	○	○	○
	裁判官の処分に対する不服申立てに係る手続 裁判所の処分に対する異議に係る手続	刑 事 部	○	○	○	○
検察審査会の起訴議決にかかる事件について検察官の職務を行う弁護士の指定		4/6	1/6	1/6		

			担当部・裁判官	小川雅敏	大河三奈子	角田康洋	八木文美	久保貴紀		
				判 事 (支)	判 事	判 事	判 事	判 事 補 (特例)		
丸亀支部	訴訟事件、公判請求事件など	合議事件	民事の法定、裁定合議事件	合議部	○	○	○		○	
			刑事の法定、裁定合議事件	合議部	○	○			○	
		単独事件	民事事件		1/2		1/2			
			刑事事件 (刑の執行猶予の取消請求事件を含む)			○				
	その他の民事事件	民事保全事件	本案事件がある場合	本案事件を担当する裁判官						
			本案事件がない場合	必要的審尋事件		1/2		1/2		
				必要的審尋事件でないもの		1/2		1/2		
			保全異議及び取消の申立事件	保全決定をした裁判官						
		民事執行事件 (ただし、不動産執行を除く)	配当				○			
			その他の執行事件				○			
		財産開示事件				○				
		破産、民事再生	民事通常再生事件		○					
			管財、同廃事件、民事個人再生事件							○
		会社更生、罹災都市借地借家臨時処理、人身保護事件、民事非訟、商事非訟、借地非訟、企業担保権実行			○					
		配偶者暴力に関する保護命令事件			1/2		1/2			
		過料、調停、共助、仲裁関係事件					○			
		船舶所有者等責任制限、油濁損害賠償責任制限事件			○					
		民事雑、人身保護雑事件	主たる事件が係属し、その付随事件として申し立てられた場合	主たる事件を担当する裁判官						
	主たる事件が係属していない場合					○				
	証拠保全、訴えの提起前における証拠収集処分申立て					○				
公示催告事件			○							
その他の刑事事件 (①心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による事務のうち、丸亀支部及び観音寺支部における鑑定入院命令等事務は丸亀支部において取り扱う。②令状請求事件及び被疑者段階の国選弁護人選任事件を除く)				1/4	1/4	1/4		1/4		

裁判事務の分配（支部）

		担当部・裁判官	小川雅敏	大河三奈子	角田康洋	八木文美	久保貴紀
			判事 (支)	判事	判事	判事	判事補 (特例)
	検察審査会の起訴議決にかかる事件(単独事件)について検察官の職務を行う弁護士 の指定		○				
	検察審査会の起訴議決にかかる事件(合議事件)について検察官の職務を行う弁護士 の指定						○
観音寺支部	全部(ただし、不動産執行、令状請求事件及び被疑者段階の国選弁護士選任事件を除く)						○
	令状請求事件及び被疑者段階の国選弁護士選任事件						月曜日、木曜日

裁判事務の分配（管内簡易裁判所）

		担当裁判官	千矢 邦夫	丸岡 隆俊	井本 克彦	堀澤 誠	武知 哲也	原 良和	
			簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	
高松簡易裁判所	民事事件	通常訴訟(次の事件を除き、刑事損害賠償命令に対する異議・終了事件を含む。), 手形, 小切手訴訟, 再審事件		1/2	1/2				
		交通損害賠償請求事件(交通損害賠償の求償金請求事件及び債務不存在確認請求事件を含む。)	1/3	1/3	1/3				
		少額訴訟事件		1/2	1/2				
		少額訴訟異議事件	当該裁判をした裁判官						
		少額訴訟債権執行事件に関する処分に対する執行異議事件		1/3	1/3	1/3			
		調停事件		○					
		即決和解, 保全, 公示催告, 証拠保全, 借地非訟, 共助, 過料及び民事雑事件		1/3	1/3	1/3			
		支払督促申立て又は仮執行宣言付支払督促申立てに対する却下処分に対する異議申立事件		1/3	1/3	1/3			
	飛躍上告提起事件	当該裁判をした裁判官							
	刑事事件	公判請求, 再審請求, 簡易裁判所判事千矢邦夫, 同丸岡隆俊及び同井本克彦がした略式命令に対する正式裁判請求(刑訴法第463条により通常の審判をする事件を含む)並びにこれらに付随する刑事雑事件					○		
		簡易裁判所判事武知哲也がした略式命令に対する正式裁判請求(刑訴法第463条により通常の審判をする事件を含む)		1/3	1/3	1/3			
		令状請求事件	勤務時間内	火曜日 水曜日(隔週)	月曜日, 金曜日 (隔週)	水曜日(隔週)		金曜日(隔週)	
			勤務時間外	別に裁判官の申合せによる					
		交通切符即日処理請求事件						○	
略式請求事件(交通切符即日処理請求事件を除く)			3/10	3/10	3/10		1/10		
証拠保全, 証人尋問請求, 警察官職務執行法第3条による保護許可状請求及び刑事雑事件		1/3	1/3	1/3					
第1回公判期日前の勾留に関する処分請求事件	勤務時間内	高松簡易裁判所配置の簡易裁判所判事のうち, 事件の審判に関与すべき裁判官以外の簡易裁判所判事							
	勤務時間外	別に裁判官の申合せによる							

裁判事務の分配（管内簡易裁判所）

		担当裁判官	千矢 邦夫	丸岡 隆俊	井本 克彦	堀澤 誠	武知 哲也	原 良和	
			簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	
	第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件	勾留をした裁判官							
		勾留をした裁判官がない場合又は差し支えの場合	勾留延長をした裁判官						
		勾留をした裁判官及び勾留延長をした裁判官がない場合又は差し支えの場合	高松簡易裁判所の代理順序に従い、勾留をした裁判官を代理する裁判官						
	被疑者の国選弁護人選任の請求事件等		刑事訴訟法第37条の2第1項に関する選任事務は、本庁及び高松簡易裁判所において取り扱う。また、同条の2第2項に関する事務の内、勤務時間外に選任するものは、支部の事務は本庁で取扱い、管内簡易裁判所の事務は高松簡易裁判所の裁判官にその職務を行わせる。なお、勤務時間外は休日の日直勤務時間のみ取り扱う。						
	選任請求	勾留請求時	勾留した裁判官						
		勾留後（即決裁判手続の同意確認中の被疑者からの請求を含む）	勤務時間内	火曜日 水曜日（隔週）	月曜日、金曜日 （隔週）	水曜日（隔週）		金曜日（隔週）	
			勤務時間外	別に裁判官の申合せによる					
		職権選任	勾留した裁判官						
		追加選任 解任	最初の弁護人を選任した裁判官						
		訴訟費用負担請求事件		1/3	1/3	1/3			
土庄簡易裁判所	全部				○				
	略式命令に対する正式裁判請求事件（刑事訴訟法第463条により通常の審判をする事件を含む）		○						

裁判事務の分配（管内簡易裁判所）

		担当裁判官	千矢 邦夫	丸岡 隆俊	井本 克彦	堀 澤 誠	武 知 哲 也	原 良 和
			簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事	簡易裁判所判事
丸亀簡易裁判所	民事事件	調停事件				○		
		その他の民事事件				○		
	刑事事件	公判請求、再審請求、略式請求事件(交通切符即日処理請求事件を除く)						○
		交通切符即日処理請求事件				○		
		略式命令に対する正式裁判請求事件(刑訴法第463条により通常の審判をする事件を含む)	簡易裁判所判事 大河三奈子					
		その他の刑事事件及び刑事雑事件				月曜日、水曜日、木曜日、金曜日は、簡易裁判所判事堀澤誠及び同原良和のうち在庁する者。ただし、両者が在庁する場合は、簡易裁判所判事原良和を第1順位とする。 第1、第3火曜日は簡易裁判所判事小川雅敏 第2、4、5火曜日は簡易裁判所判事角田康洋		
普通寺簡易裁判所	全部					○		
	略式命令に対する正式裁判請求事件(刑訴法第463条により通常の審判をする事件を含む)				○			
観音寺簡易裁判所	全部(ただし、令状請求事件及び被疑者段階の国選弁護士選任事件を除く)						○	
	略式命令に対する正式裁判請求事件(刑訴法第463条により通常の審判をする事件を含む)	簡易裁判所判事 久保貴紀						
	令状請求事件及び被疑者段階の国選弁護士選任事件						火曜日、水曜日、金曜日	

別紙第7

代理順序

司法行政事務

	第 1 順 位	第 2 順 位
所 長	福 田 修 久	野 村 賢
本 庁 民 事 第 1 部 部 総 括 裁 判 官	福 田 修 久	横 路 朋 生
本 庁 民 事 第 2 部 部 総 括 裁 判 官	横 路 朋 生	本 間 明 日 香
本 庁 刑 事 部 部 総 括 裁 判 官	横 山 浩 典	棚 村 治 邦
丸 亀 支 部 長	大 河 三 奈 子	角 田 康 洋
観 音 寺 支 部 長	久 保 貴 紀	大 河 三 奈 子
高松簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	千 矢 邦 夫	丸 岡 隆 俊
土庄簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	千 矢 邦 夫	
丸亀簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	堀 澤 誠	
善通寺簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	堀 澤 誠	
観音寺簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官	久 保 貴 紀	

別紙第7

代理順序

裁判事務

	第 1 順 位	第 2 順 位
本 庁 民 事 第 1 部 裁 判 長	福 田 修 久	横 路 朋 生
本 庁 民 事 第 2 部 裁 判 長	横 路 朋 生	本 間 明 日 香
本 庁 刑 事 部 裁 判 長	横 山 浩 典	棚 村 治 邦
本 庁 民 事 第 1 部 裁 判 官	本 庁 民 事 第 2 部 裁 判 官	
本 庁 民 事 第 2 部 裁 判 官	本 庁 刑 事 部 の 裁 判 官	
本 庁 刑 事 部 裁 判 官	本 庁 民 事 第 2 部 裁 判 官	
本 庁 民 事 部 裁 判 官	本 庁 民 事 部 の 他 の 裁 判 官	
本 庁 刑 事 部 裁 判 官	本 庁 刑 事 部 の 他 の 裁 判 官	
丸 亀 支 部 裁 判 長	大 河 三 奈 子	角 田 康 洋
丸 亀 支 部 合 議 部 裁 判 官 (民 事)	本 庁 民 事 第 2 部 裁 判 官	
丸 亀 支 部 合 議 部 裁 判 官 (刑 事)	本 庁 刑 事 部 裁 判 官	
丸 亀 支 部 裁 判 官	丸 亀 支 部 の 他 の 裁 判 官	
観 音 寺 支 部 裁 判 官	大 河 三 奈 子	角 田 康 洋

別紙第7

代理順序

	第 1 順 位	第 2 順 位
高 松 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	高松簡易裁判所の他の裁判官	
土 庄 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	千 矢 邦 夫	
丸 亀 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	丸亀簡易裁判所の他の裁判官	
善 通 寺 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	堀 澤 誠	
観 音 寺 簡 易 裁 判 所 裁 判 官	久 保 貴 紀	

平成27年4月1日現在

高松地方裁判所

庁・部	地 裁				簡 裁					合 議 部 の 裁 判 官 の 構 成					
	民 事	刑 事	丸 亀	観 音 寺	高 松	土 庄	丸 亀	善 通 寺	観 音 寺	民 事 部	刑 事 部	丸 亀			
月	合 議 1 部	合 議	小 川	久 保	千 矢 (う)	井 本 <small>原則として毎月第 1、3月曜日 ----- (交通切符)</small>	原	武 知		第1部	野 村	小 川			
	合 議 2 部	単 独	角 田 (う)										豊 澤	横 山	大 河
	合 議 (う)	(随 時)											福 田	棚 村	角 田
	横 路 (う)												横 路	國 宗	久 保
火	本 間 (う)	合 議 単 独 (随 時)	大 河	久 保	井 本		堀 澤		原	河 合	野 口	第2部			
	河 合 (う)				丸 岡 (う)								武 知		
水	合 議 1 部	合 議	合 議				堀 澤	武 知	原	福 田	横 路	本 間			
	合 議 2 部	単 独													
木	福 田	合 議 単 独 (随 時)	小 川 (う)	久 保	丸 岡		原								
	福 田 (う)		角 田		井 本 (う)								堀 澤		
金	横 路	(随 時)			(交通切符)		(交通切符)								
	横 路 (う)														
金	福 田 (う)	合 議 単 独 (随 時)	大 河	第 2, 第 4 久 保	千 矢 (う)		堀 澤		原						
	本 間														
	本 間 (う)														
	河 合 (う)														

(注) 1 (う)はラウンドテーブル法廷である。

2 交通切符即日処理請求事件は、高松・丸亀は原則として毎月第1、第3、第5木曜日、土庄は毎月第1月曜日に行う。